

「給付型奨学金」と

「所得連動返還型奨学金制度」の

新設について

埼玉奨学金問題ネットワーク事務局長

弁護士 鴨田 譲

(埼玉総合法律事務所)

機構奨学金の大きな前進

「給付型奨学金の実現」

日本における公的な奨学金と言えば、「独立行政法人日本学生支援機構」(旧日本育英会。以下「機構」といいます。)が実施している奨学金で、現在、大学生のうちおよそ2・6人に1人が機構の奨学金を利用していると言われています。なぜこれほど

多くの学生が奨学金を借りて大学に進学しているのでしょうか。その原因は、①戦後、大学の学費が高騰し続け、現在では国立大学でも初年度納付金(入学科+年間授業料)が80万円を超えていること、一方で、②1990年代後半以降、家計の収入が年々減少してきたこと、③新規高校卒業生に対する求人数が激減したことなどにあります。この機構の奨学金は、原則として大学を卒業してから半年後に返済することになっ

ていますが、2009年ころから機構が借り手の返済能力を無視した非常に厳しい取立て(Ⅱ職場に電話して督促する、延滞者に対して裁判を起こすなど)を行っていることが発覚したため、このような機構の姿勢に警鐘を鳴らし、奨学金を本来の意義に沿ったものにしていくべく、従来多重債務問題に取り組んできた弁護士・司法書士が中心となって2013年3月に「奨学金問題対策全国会議」を設立しました。その後、埼玉県内でも同様に法律家、教育関係者等が集まり、2013年9月に「埼玉奨学金問題ネットワーク」(以下「埼玉奨学金ネット」といいます。)を発足させました。

上記団体を含めた様々な奨学金改善を求める団体の尽力により、機構奨学金は改善され、遂に、日本で奨学金制度が創設されて初めて公的な給付型奨学金制度が実現しました。また、給付型奨学金制度以外にも、返済者の収入に応じて返済額が決まる「所得連動返還型奨学金制度」も新設されました。本稿では、新設された「給付型奨学金制度」と「所得連動返還型奨学金制度」についてその内容と問題点を説明していきます。

給付型奨学金制度の内容と問題点

(1) 給付型奨学金制度の内容

高等教育に関わる多くの団体が「学費は無償に、奨学金は給付に」というスローガンを掲げてこれまで取り組んで来たと思います。その運動の成果が結実し、本年3月31日の参議院本会議において、日本学生支援機構法改正案が全会一致で可決・成立し、給付型奨学金制度の創設を内容とする法律が本年4月1日から施行されました。これにより、戦後、日本で初めて公的な給付型奨学金制度が創設されたこととなります。その内容ですが、2018年度(2018年4月)から開始されますので、現在の高校3年生からの適用となります。そして、この給付型奨学金を受ける条件ですが、まず、①住民税非課税世帯が対象となります。政府の計算では、1学年につき2万人が対象となる見込みで、全国約5000の高校に各1人以上割り振るということになっています。次に、②学校が対象者を推薦します。推薦は、高い学習成績または教科以外の学校活動などで成果を上げた生徒ということで学校が推薦することになっていま

す。それまでの自民党案では、成績を基準とし、平均評定4.0以上となっており、その基準自体のハードルが高いことと、学業成績でしか判断されていないことが問題となっていましたので、その点については修正がなされたといえます。最後に給付金の額ですが、③対象者に国立・私立・自宅・下宿の違いで月2〜4万円を給付するといふものです。具体的には、(ア)国公立で自宅通学の方には月2万円、(イ)国公立で自宅外通学の方または私立で自宅通学の方には月3万円、(ウ)私立で自宅外通学の方には月4万円となっています。

(2) 問題点

戦後、日本で初めて公的な給付型奨学金制度が創設されたことは、日本の奨学金制度にとって非常に大きな前進と言つて良いと思います。しかし、上記の内容の奨学金では次の3つの点でまだまだ不十分と言わざるを得ません。

まず、対象者の人数が少なすぎるといふ点です。1学年につき2万人が対象となりますが、現在、大学の年間入学者は約60万人と言われており、2万人ではわずか3%に過ぎません。

次に、対象者が住民税非課税世帯のみという点です。低所得層への手当を厚くする

という方向性自体はよいのですが、大学の学費の支払いに困難を抱えている層は住民税非課税世帯に限られず、例えば、現在の第1種奨学金並みに所得基準を緩和して、対象者を増やさなければなりません。

最後に、給付される金額が少なすぎるといふ点です。月2万円から4万円という金額では、1年間給付を受けても大学の学費に到底満たないですし、そのため、給付型奨学金を受けられたとしても、従来の貸与型奨学金も併用しなければならぬ学生も多数見られると思われます。

このように、新たに創設された給付型奨学金は、対象者、金額が少なく、不十分と言わざるを得ません。今後は、対象者、金額を拡大するためにみなさんで取り組んで行く必要があります。

「所得連動返還型奨学金制度」の内容と問題点

(1) 「所得連動返還型奨学金制度」とは?

「所得連動返還型奨学金制度」とは、返済者の所得(収入)に応じて月々の返済額が決まる制度です。これは、返済者の負担を軽減することができ、諸外国でも採用されている制度です。

この制度は、2017年4月から開始されましたので、現在の大学1年生から利用可能です。もともと、対象となるのは第1種（無利子）奨学金のみで、第2種（有利子）奨学金は対象となりません。月々の返済額ですが、「課税対象所得に9%を乗じて12で除した額。ただし、その額が2000円以下となる場合は2000円。」となっています。具体的に説明しますと、例えば、

大学4年間で第1種奨学金を月54000円借り、合計259万2000円を15年間（180カ月）で返済する場合ですが、これまでの定額返済の制度では、月14400円ずつ返済していくことになっていました。しかし、所得連動返還型では、年収600万円の場合⇒月2万3500円、年収500万円の場合⇒月1万8500円、年収400万円の場合⇒月1万3500円、年収300万円の場合⇒月8900円、年収200万円の場合⇒月4700円、年収100万円の場合⇒月2000円、年収0円の場合⇒月2000円、というように、返済者の年収が高ければ月々の返済額も高くなり、年収が低ければ返済額も低くなるという制度になっています。

(2) 問題点

この制度は、返済者の負担軽減として良

い面もありますが、次のような問題もあります。

①まず、収入がゼロでも月2000円ずつ返済しなければならぬ点です。収入がない方になぜ支払義務が発生するのか全く不明です。②次に、マイナナンバーの提出が義務づけられている点です。マイナンバー制度の問題点はこれまで再三指摘してきましたとおりです。確かに、この制度は、機構が返済者の所得を把握しなければ実施できないのですが、それはマイナナンバーの提出以外でも実現できるので、この措置は非常に疑問といえます。③3つめとして、返済途中で被扶養者となった場合、扶養者の収入も考慮され、扶養者のマイナナンバーも提出しなければならぬ点です。主に、結婚して被扶養者になる場合を想定しているようですが、機構奨学金とは全く無関係の配偶者の収入を考慮し、マイナナンバーも提出させるという取扱いの問題です。④4つめとして、第2種奨学金には適用されないという点です。現在、第2種奨学金の貸与者数は、第1種の2倍以上ですので、せっかくこの制度ができたにもかかわらず、貸与者のうち、半数以上がそもそもこの制度を利用できないこととなります。⑤最後に、これまでに借りた人には適用されないとい

う点です。いま現にこの制度を必要としている返済中の方が大勢いると思われませんが、そういった方の助けにはならないのです。

以上のとおり、「所得連動返還型奨学金制度」は、返済者の負担軽減という目的は良いのですが、多数の問題点を含んでいいますので、これらの部分が今後改善するように各所に働きかけていかなければなりません。

おわりに

様々な団体の活動があり、「給付型奨学金制度」と「所得連動返還型奨学金制度」というこれまでにない奨学金制度の改善がなされました。しかし、問題点も多くあります。今後は、これらの制度の運用を注視しながら、「学費は無償に、奨学金は給付に」の理念に近づけるように改善を求めていると思います。